

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会」中間まとめを踏まえた論点
について（意見）

公益社団法人 日本社会福祉士会
会長 西島善久

1. 福祉人材確保の視点について

- 高齢化や人口減少のスピードに地域によって差がある中、介護人材の確保策の検討が急務となっており、様々な関係機関等において、多くの介護人材確保に向けた施策が展開されている。各地域でプラットフォームを構築しての取組であったり、介護助手の普及促進、多様な働き方、外国人人材の活用等、様々な取組がなされている。
- 介護人材確保については、各都道府県、市町村事業計画等に位置付けられているが、具体的な事業展開に至っていないところも多数見られる。こうした取組を全国的に広げ、展開されるような仕掛け、支援策が必要と思われる。
- そもそも人材不足は全産業が直面している課題でもある。福祉現場では、介護サービスを直接、提供している介護人材に加え、様々な職種の従事者が利用者支援に関わっている。人材確保を検討する際には、介護人材のみに限定せず、広く「福祉人材の確保」について検討していく視点が重要となる。
- 第1回福祉人材確保専門委員会（令和7年5月9日）の資料5（P39）では、介護人材確保のプラットフォームのイメージ図が提案されているが、ここで図示されている関係機関についても、「介護人材に関するプラットフォーム」に限定するのではなく、広く「福祉人材の確保」について協議・検討できるよう、構成メンバーを検討していく必要があるのではないかと。
- また、介護を取り巻く人材の環境については、高齢者本人や家族、地域等から各種相談を受ける社会福祉士（地域包括支援センター、介護保険施設等）や介護支援専門員等、様々な専門職が働いており、これらの人材が、他業種に流出することなく、誇りをもって仕事に取組み、定着し続けるような魅力ある職場環境づくりが重要となる。
- 同専門委員会の資料5（P27）にある「山脈型キャリアモデル」では、介護従事者が、介護福祉士を取得した後、介護実践を深化（専門職としての深化）」させたり、「育成・指導」「マネジメント」「特定のスキルを極める」等のキャリアプランが描かれているが、これらのほかにも、本人、家族、地域の複雑・多様化した相談を受ける社会福祉士（地域包括支援センター、介護保険施設等）や介護支援専門員等を含めた「福祉人材」として「進化・深化」するキャリアを見える化していくこと、介護の中核的人材から組織の中核的人材等へのキャリアプランも重要となるのではないかと。
- 産業全体との賃金格差（介護8.3万円、障害7.8万円、保育5.7万円）により他産業への人材の流出が始まっている（経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループほか）ことをふまえ、近年の物価高や賃上げに対応し、全産業平均賃金とも遜色ない賃上げや処遇改善の取組を推進していく必要がある。介護福祉士をはじめとした国家資格保有者の専門性に対して報酬上の評価を行い、処遇改善を行うことができないかと。

2. 資格取得者の把握体制の強化について

- 資格取得はしたものの、他業種で勤務している専門職（介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員等）についての実態把握、取組の再検討が必要ではないかと。
- 離職した介護福祉士の再就業を促進し、効果的な支援を行う観点から、都道府県福祉人材センターに対し、離職した介護福祉士について、氏名・住所等を届け出ることを努力義務が課されているが、広く「福祉人材の確保」という観点から、社会福祉士、介護支援専門員等を含めた、登録制度の再検討をしてはどうか。
- また、今国会において、災害対策基本法等の一部改正法案が審議されており、災害救助法の救助の種類に72年ぶりに「福祉サービスの提供」が追加されたり、DWA T（災害派遣福祉

チーム)の活動ガイドラインが改正され、活動範囲が避難所や車中泊、在宅避難所まで拡大される予定となっており、介護福祉士のみならず、社会福祉士、介護支援専門員等について大きな期待が寄せられている。

- 平時にとどまらず、発災時等、有事おける「福祉人材」の活用をシームレスに行えるよう社会福祉士、介護支援専門員等を含めた、「福祉人材」全体を見据えた登録制度の検討が必要ではないか。

3. 介護福祉士資格取得方法の一元化について

- はじめに、「准介護福祉士」に関しては、社会福祉士及び介護福祉士法の附則に規定する准介護福祉士規定を削除する改正案の提出には賛成する。他の医療・福祉等の専門職に比べて、介護福祉士だけが国家試験に不合格になった場合、准介護福祉士の資格を与えるというのは、資格に対する社会的評価、資質の担保から問題が大きく、規定を削除するべきである。
- また、介護福祉士養成施設の卒業生が介護福祉士の資格を取得するためには、法律上、国家試験の合格が必要となるが、令和8年度までの卒業生については、卒業後5年間、国家試験を受験しなくても介護福祉士の資格を取得可能とされたり、卒業後、介護等の業務に継続して従事していれば、引き続き資格取得が可能となるような経過措置が設けられている。
- この経過措置は、当初、令和3年度卒業生までとされてきたが、深刻な人材不足状況などを考慮し、令和2年度改正で、5年間の延長措置がとられた経緯があるが、介護現場において中核的な役割を担う介護福祉士の専門性、質を担保するためにも、さらなる期間延長はすべきではないと考える。
- また、この経過措置が導入された当時は、特定技能として5年間働けることについて、周知が十分進んでいたとはいえず、2025年度からはパート合格制度も導入され、働きながら資格取得を目指すことの環境整備が進められている。
- これらの制度の活用が優先されるべきであり、さらなる経過措置の延長は行うべきではないと考える。
- そもそも国家資格は、専門職の質の担保の観点から必要な知識の理解度を問い、一定の基準を満たした者に対し資格を付与している。その基準に到達した者とそうでない者は明確に区別する必要がある。

4. 福祉・介護職のイメージ戦略について

- 現在、介護現場における生産性の向上が介護人材確保に対する重点的な施策として位置付けられている。それは単に業務を効率化するだけではなく、介護職員の負担を軽減し、笑顔で働き続けられる環境をつくることである。すでに現場では、介護ロボットや見守りセンサー、生成AIの活用が始まっており、記録の支援、ケアプラン作成の補助等、確実に技術が現場をサポートし始めている。
- これらの介護テクノロジーに関する効果的な情報発信を行い、「介護の今」「カッコいい介護」「魅力ある福祉現場」を様々な情報チャンネルを通して継続的に発信できないか。
- また、都道府県レベル、各現場レベルで魅力的な情報発信がなされているものの、その情報が、対象者に十分届いているとはいえない現状がある。
- これまでの情報を集約、見直しを行った上で、SNSでの発信や映画、テレビ、政府広報等、様々な情報伝達のチャンネルを駆使し、「魅力ある福祉現場」についての広報戦略の検討等を国、自治体、関係団体が協働して進めていく必要があるのではないかと考える。

以上